

## 令和4年度 第1回 岡崎市国民健康保険運営協議会議事録

1 日 時 令和4年7月5日(火) 13時30分～14時20分

2 場 所 岡崎市役所福祉会館2階201号室

3 出席者

(1) 委員

ア 被保険者代表

塩澤昭治 加藤智子 村井鈴江 牧野由紀子 川喜田美栄子

イ 保険医・薬剤師代表

小出信澄 若山英雄 織田盛久 高村俊史 鶴田啓

ウ 公益代表

前田麗子 野島さつき 近藤敏浩 原紀彦 磯部亮次

定員の過半数以上出席のため、会議成立

(2) 理事者及び事務局

福祉部長 小河敬臣

国保年金課長 堤谷文雄

国保年金課副課長 酒井啓滋

主任主査 高木恵美 山田昌永

主査 渡部幸子

4 会議傍聴者

1名

5 議事内容

(事務局)

本日は、お忙しい中 御出席を賜わり、誠にありがとうございます。

時間がまいりましたので、ただ今から会議を始めさせていただきます。

なお、本協議会につきましては公開扱いとなっております。傍聴申出を1名からいただいておりますので、入室していただいております。

始めに、福祉部長の小河より挨拶を申し上げます。

( 福祉部長 )

4月の人事異動により福祉部長を拝命しました小河でございます。

本日は、お忙しい中、またお足元の悪い中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本来であれば、市長がご挨拶するところではございますが、あいにく市長が他公務によりごあいさつができないため、大変恐縮ではございますが私から一言ごあいさつをさせていただきます。

皆様方におかれましては、日頃から、本市の福祉行政に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国民健康保険につきましては、都道府県が財政運営の主体となり4年が経過いたします。新制度は概ね順調に推移しており、令和3年に策定されました第2期愛知県国民健康保険運営方針では保険料の統一化が新たに記載される等県下での議論が続いています。

本市におきましても県の動向を注視しつつ、今後も、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、確実な事業の推進に努めてまいります。

本日の議題とさせていただきました岡崎市国民健康保険料は、毎年この7月の運営協議会におきまして御意見をいただいているものであります。県から示されました国民健康保険事業費納付金を基礎とし基金等を活用し算定したものを議題として提出させていただいております。

委員の皆様におかれましては、慎重にご審議いただきますよう、お願い申し上げます。簡単ではございますが私からの挨拶とさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

( 事務局 )

では、会議に入ります。

「会議の議長は、会長をもってあてる」という岡崎市国民健康保険運営協議会規程第4条により、議長を磯部会長 をお願いいたします。

( 議長 )

それでは、ただいまから議長を務めさせていただきますので、よろしくご協力をお願いいたします。

議事に入ります前に、本日の会議に欠席の連絡がありました委員の報告をいたします。

欠席の委員は、永井委員と名波委員です。

岡崎市国民健康保険規則第3条第1項による定足数に達していますので、会議は成立します。

では、ただいまから令和4年度 第1回岡崎市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本会議の議事録署名者の選出でございますが、前例により私から指名させていただきますようお願いいたします。

(委員)

異議なし

(議長)

御異議ないようですので、議事録署名者は近藤委員と塩澤委員をお願いいたします。

それでは、議題令和4年度 岡崎市国民健康保険料についてです。

事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議題令和4年度岡崎市国民健康保険料について御説明いたしますので、資料1ページをお願いします。

まず、保険料算定の基となる、項番1国民健康保険事業費納付金について説明いたします。

1-1納付金の概要です。

愛知県の国民健康保険事業に要する費用等に充てる納付金を県に支払うために、市は保険料を賦課し被保険者は保険料を納付します。

図のように 都道府県が納付金を決定し各市町村に通知、市町村は納付金を基礎に保険料を計算し被保険者の皆様に通知、被保険者の皆様から保険料の納付がなされ、市町村から都道府県へ納付金を支払います。

国民健康保険事業費納付金は3本立てとなっております。

(1)医療分です。

国民健康保険に加入している方の保険給付費等の推計をもとに県が決定するもので、主に医療機関等を受診した時の医療費等の保険給付費に充てるものです。

(2)後期高齢者支援金等分です。

後期高齢者支援金の推計をもとに県が決定するもので、後期高齢者医療制度の一部を支援するものです。

(3)介護納付金分です。

介護納付金の推計をもとに県が決定するもので、介護保険制度を支えるために介護2号被保険者である40歳~65歳のかたの被保険者数に応じて負担するものです。

1 - 2 市町村ごとの納付金額及び保険料必要額算定の考え方の表は納付金を基とし保険料必要額を計算する過程となっております。

④被保険者数や医療費等の推計をもとに県全体の保険給付費等を県が推計します。

⑤ ④から国・県が負担する公費や前期高齢者交付金を控除し県全体の納付金が算定されます。

⑥ ⑤の額を市町村ごとの被保険者数及び所得総額の県全体に占める割合により按分して県は各市町村の納付金を算定します。

⑦ ⑥にて算定された市の納付金に市の保健事業等に係る費用等を加算し、市に直接交付される算定可能な交付金等の公費を控除して市は保険料必要額である賦課総額を算定します。

おめくりいただき、資料 2 ページをお願いいたします。

1 - 3 納付金算定結果についてです。

1 つ目の表、愛知県全体の納付金算定結果です。令和 4 年度は納付金総額で 1,963 億円、前年度の 1,927 億円より 36 億円の増、率にして約 1.9%の増となりました。納付金総額を県全体の被保険者数で割った 1 人当たり納付金額は令和 4 年度 144,816 円、前年度の 136,206 円より 8,610 円、率にして 6.3%の増となりました。

納付金が増となった主な理由は医療費の推計が増額したことや前期高齢者交付金等の公費が減少したためです。また、県は納付金を算定するにあたり、令和 3 年度、令和 4 年度の 2 年連続で決算剰余金を活用し引下げをおこなっております。令和 4 年度においては決算剰余金を全額活用し納付金の引き下げを行いました。したが大きく上昇する結果となっております。

2 つめの表は愛知県の納付金総額を岡崎市の被保険者数及び所得総額の県全体に占める割合により按分、算定された岡崎市の納付金となります。令和 4 年度は納付金総額で 98 億 6,126 万 1 千円、前年度の 96 億 1,874 万 1 千円より 2 億 4,252 万円の増、率にして 2.5%の増となりました。納付金総額を被保険者数で割った 1 人当たり納付金額は令和 4 年度 144,842 円、前年度の 136,574 円より 8,268 円、率にして約 6%の増となりました。県全体の納付金増加に伴い岡崎市の納付金も増となっております。

次に項番 2 国民健康保険料について説明いたします。

国民健康保険料も国民健康保険事業費納付金と同様に医療分、後期分、介護分の 3 本立てとなっております。

項番 3 令和 4 年度国民健康保険料率についてです。表は岡崎市国民健康保険条例の規定により算定したものです。保険料算出の算定過程については後程、次ページ以降で説明いたします。

ここで保険料率算定について説明をする前に、今年度の保険料の変更点について説明させていただきます。資料の 10 ページをお願いします。

(参考資料) 岡崎市国民健康保険条例一部改正について説明させていただきます。

項番 1、国民健康保険料の限度額引き上げについては、高齢化の進展などによる医療費の増加に対する中間所得層への急激な負担のしわ寄せを緩和するため、国民健康保険料のうち、医療分基礎賦課額の賦課限度額を 63 万円から 65 万円に引き上げ、後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額は 19 万円から 20 万円に引き上げとするものでございます。

項番 2、未就学児に対する被保険者均等割額の軽減制度の創設については、子育て世帯への経済的負担の観点から所得制限は設けず、広く未就学児のいる世帯に対して一律に 5 割の軽減を行うものでございます。

以上 2 点についての条例の一部改正については令和 3 年度第 3 回本運営協議会にて議題とさせていただき、さきの 3 月市議会にて審議・議決いただき、4 月 1 日に施行しております。

以上が令和 4 年度の変更点でございます。

つづきまして、保険料率算定過程の説明をさせていただきます。資料 3 ページにお戻りをお願いいたします。

まず、4 基礎賦課額(医療分)について説明いたします。

医療分は国民健康保険事業費納付金の医療分と健診等の保健事業等にかかる費用に充てるものです。

4 - 1 基礎賦課総額の算出方法です。

保険料で集める事が必要な総額を賦課総額といい、賦課総額を保険料で徴収することができるように保険料率を算定いたします。

まず、支出見込額として、国民健康保険事業費納付金の医療分、保健事業の保険料賦課分、出産育児一時金及び葬祭費の合計したものに、平成 25 年度より実施している独自軽減の経費を加算します。そこから、収入見込額として県補助金等、一般会計繰入金、基金繰入金の合計額と前年度からの繰越金見込額を減算し賦課総額を決定します。すべてのかたが該当する医療分については予算どおり基金 3 億円の繰入をいたしました。基金の繰入のみでは 5 % と大きく上昇する見込みとなりましたので、基金に加え繰越金見込額から 5,000 万円活用し保険料の上昇を抑える事としました。繰越金を活用することで、上昇を 4.2% に抑え 1 人当たりの負担としては令和 2 年度並みとなりました。

結果として、医療分にかかる賦課総額は 57 億 9,857 万円とし前年度の 57 億 2,175 万 3 千円より、率にして 1.3% の増となりました。

実際の保険料ではございませんが、参考としてそれぞれの所得や軽減が加味さ

れていない単純計算での1世帯あたりと、1被保険者当たりでの保険料を計算しています。県算定の1人当り納付金の額が昨年度より大幅に増となりましたので基金や繰越金の活用で上昇を抑えることに努めましたが、増となっております。

続きまして、4-2基礎賦課総額の賦課割合です。

保険料は、所得割、均等割、平等割の3方式で計算します。

所得割とは前年中の所得に応じて負担する金額、均等割とは国保加入者の人数に応じて均等に負担する金額、平等割とは国保に加入する全世帯が平等に負担する額です。

先ほど4-1で説明させていただきました賦課総額を岡崎市国民健康保険条例第12条の規定に基づき52%を所得割、29%を均等割、19%を平等割へ分配します。

その結果、所得割で30億1,525万7千円、均等割で16億8,158万5千円、平等割で11億172万8千円の保険料が必要となります。

続きまして4-3基礎賦課額の保険料率について説明いたします。

4-2までで計算した各賦課区分の賦課総額より導き出される医療分の保険料率は所得割0.0588、均等割24,190円、平等割25,980円となります。

所得割の料率は賦課総額の所得割分を被保険者の旧ただし書所得の総額で按分することで計算されます。旧ただし書所得とは総所得金額等マイナス43万円で計算されます。

また、賦課総額の均等割分を被保険者数で按分することで均等割の額が計算され、賦課総額の平等割分を世帯数で按分することで平等割の額が計算されます。

おめくりいただき4ページをお願いいたします。項番5後期高齢者支援金等賦課額（後期分）について説明いたします。

5-1後期高齢者支援金等賦課総額の算出方法です。後期分についても賦課総額を保険料で徴収することができるように保険料率を算定いたします。

まず、支出見込額として、国民健康保険事業費納付金の後期高齢者支援金等分を計上し、医療分同様に独自軽減の経費を加算します。そこから収入見込額である保険基盤安定保険者支援分繰入金を減算して賦課総額を決定します。

結果後期分の賦課総額は21億7,927万円となり、前年度の22億3,564万3千円より5,637万3千円、率にして約2.5%の減となりました。

被保険者1人あたりの保険料は前年度と比べ微増となっております。

5-2後期高齢者支援金等賦課総額の賦課割合です。

5-1で算定しました賦課総額を岡崎市国民健康保険条例第21条の規定に基づき医療分と同様に所得割52%、均等割29%、平等割19%に配分します。

結果、所得割で11億3,322万1千円、均等割で6億3,198万8千円、平等割で4億1,406万1千円の保険料が必要となります。

続きまして 5 - 3 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率について説明いたします。

医療分と同様に 5 - 2 で求めた各賦課区分の賦課総額と被保険者に係る旧ただし書所得の総額、被保険者数、世帯数の状況より算定すると後期分の保険料率は所得割 0.0229、均等割 9,090 円、平等割 9,760 円となります。

続きまして 5 ページをお願いいたします。項番 6 介護納付金賦課額（介護分）について説明いたします。

6 - 1 介護納付金賦課総額の算出方法です。介護分については基本的には後期分と同様の算出方法となっています。介護納付金については、昨年令和 3 年度において著しく上昇したため、一旦基金を活用し保険料の引き下げをおこないましたが、令和 4 年度においても納付金が増加したため医療分同様に繰越金見込額から 5,000 万円を活用し賦課総額を抑え、保険料の上昇を一部抑える事としました。

結果介護分の賦課総額は 7 億 9,819 万 1 千円となり、前年度の 7 億 1,907 万 2 千円より 7,911 万 9 千円、率にして約 11% の増となりました。

被保険者 1 人当たりの保険料は納付金の増に伴い増となっております。

6 - 2 介護納付金賦課額の賦課割合です。

6 - 1 で算定した賦課総額を岡崎市国民健康保険条例第 30 条の規定に基づき医療分と同様に所得割 52%、均等割 29%、平等割 19% に配分します。

結果、所得割で 4 億 1,505 万 9 千円、均等割で 2 億 3,147 万 6 千円、平等割で 1 億 5,165 万 6 千円の保険料が必要となります。

続きまして 6 - 3 介護納付金賦課総額の保険料率について説明いたします。

6 - 2 で求めた各賦課区分の賦課総額と介護 2 号被保険者に係る旧ただし書所得の総額、被保険者数、世帯数の状況より算定すると介護分の保険料率は所得割 0.0241、均等割 10,960 円、平等割 8,410 円となります。

おめくりいただき 6 ページをお願いします。7 保険料率の比較についてです。

前ページまでで説明いたしました令和 4 年度の保険料を一覧にし、昨年度との比較をしております。

すべての世帯にご負担いただき、医療分と後期分を合計した料率を中段黒枠部分に表示しております。

7 ページは全世帯に負担いただきます医療分と後期分を合算したモデルケース世帯での保険料です。上の表が 2 人世帯、下の表が 4 人世帯での保険料を試算しております。

表の中では所得金額に応じ、(A) が昨年度の保険料、(B) が本年度の算定保険料となります。

昨年度と比較しまして医療分の保険料率が上がっておりますので 保険料は上がっております。

下の表 4人世帯中 (B) \ (B) - (A) 欄の各下段は未就学児が 1 名いる世帯の保険料となっております。令和 4 年度より未就学児に対する均等割り額の軽減制度が創設されました。これに伴い、未就学児に対する均等割額が 5 割軽減されますので、未就学児がみえる世帯は R 3 と比較し保険料は減となります。

おめくりいただき 8 ページをご覧ください。

この表は医療分と後期分に介護分を合算したモデル世帯の保険料を試算しています。

昨年度と比較しまして介護分の上昇が大きいため介護分を含む世帯の保険料は上昇が大きくなっております。

未就学児を含む世帯は増加が抑えられることとなります。

9 ページは保険料を試算する際に使用する計算式となります。

事務局からの説明は以上です。

(議長)

説明は終わりました。

ただいまの説明について、御質問はございませんでしょうか。

(委員)

令和 4 年度より創設された未就学児の均等割軽減について 2 点お伺いします。

まず 1 点目、賦課期日での対象人数や軽減総額についてはどれだけか。

2 点目は、国の基準を超えて例えば未就学児均等割りの割合の軽減拡大とか、対象の拡大など、市独自に拡大する予定はないのか。

以上 2 点質問いたします。

(事務局)

1 点目の影響世帯、人数についてお答えいたします。

未就学児の均等割軽減の対象人数は 6 月直近試算でお示しさせていただくと、被保険者数 1,308 人、世帯では 1,041 世帯となっています。

軽減総額は医療分と後期分を合わせて 1,658 万円です。

続きまして国基準を超えて市独自で拡大する予定はないかのご質問ですが、県内他市の数市が年齢や割合を拡大している自治体があることは承知しておりますが、拡大部分を画一的な基準による独自の上乗せを市の一般財源で賄った場合、国が示す赤字補填の繰入金とみなされるとの見解が今年の 1 月に国から示されたため、拡大した市町村においては苦慮しているとの情報もあると聞いております。



本制度については、国において全世代型の社会保障制度を構築するための国民健康保険法等の一部改正する法律の施行を受け条例改正、創設したものであり、基本的には国の責任において行われるものだと考えています。

国においては更なる子育て支援策について検討していくような動きもあるため、現時点において市単独での拡大は適当でなく、引き続き国の動向を注視していく考えでございます。

以上です。

(議長)

他に、質問はありませんか。

質問はないようですので、採決をとります。

御承認の方は、挙手をもってお願いいたします。

(委員)

挙手全員

(議長)

挙手全員。今回の議題令和4年度岡崎市国民健康保険料については、原案のとおり承認することといたします。

本日の議案については終了となりますが、せっかく御足労いただきましたので何かご意見等ございましたら承りたいと思います。

(委員)

このように保険料が割り当てられ金額など出ているが、全員が納付している訳ではないと考える。所得の無い方で納付が困難なこともあるかと思うが、納付率はどのくらいか。

(事務局)

納付率、いわゆる収納率と言われますが、この収納率でお答えさせていただきます。決算の認定前ですので暫定的なものとなりますが、当該年度分に当たる現年度分収納率が93.3%、昨年度と比較して0.95%の増となっております。翌年度に繰り越しをされた過年度分であります滞納繰越分収納率については23.5%で前年度と比較して3.3%の上昇しております。

本来であれば100%が理想であります。低所得者の方もおみえになります。収納対策にも取り組んでおりますが、現段階ではこういった数字となっております。

(委員)

納めてもらえない分、予算より少ない保険料収入となると思うが、不足する分についてはどのように補填されるのでしょうか。

(事務局)

ご指摘の未収分については予算編成時において収納率を加味しておりますので、収支のバランスはとれることとなっております。

本来であれば100%の収納率が理想であります。実態として難しいので一部安全率をみた収納率を掛けた予算となっております。

(委員)

ありがとうございます。

(議長)

その他何かございますか。

(委員)

収納率のことはとても大切なことだと思います。

本当に払えない人が払わない訳ではなく、払えるのに払わない人がいるという事に大きな問題がある。未収額が7%であるなら、ほぼ投入する基金を超え、そもそも基金を使わなく済むと考える。払えない人は軽減だとか減免等の保護プログラムがある中で7%の人が納めていない事が問題、毎回質問しているがどのような対策をしているか。

(事務局)

委員ご指摘はごもっともです。収納率向上には様々な方法で対策を講じております。取り組みとしては納付を呼び掛けるコールセンターを数年前から行っており、また口座振替が収納率向上に効果が大きいとも考えられていることから、本年1月から国民健康保険の窓口に限られた対応で金融機関も限定されますが、国保年金課窓口金融機関のキャッシュカードをお持ちいただければ口座振替の手続きが出来るという事業も始めました。

委員ご指摘の支払う事ができるのに支払わない人がいる事が大きな問題であるとの認識はしています。職員が行う滞納処分、いわゆる差押については、預金調査や財産調査を積極的に行い実施しており、効果としても上がってきております。今後も引き続き収納率向上対策に努めてまいります。

(委員)

利便性の問題ではないと思う。

聞きますが、利便性を良くしたら収納率は何パーセント上がったのですか。

(事務局)

窓口での口座振替手続きについては今年の1月から始めましたので、効果が数値としては出ておりません。数値として示すことも難しいと考えますが、収納率はここ数年向上しております。

(委員)

支払いをしなければ時効が成立しますよね。

(事務局)

国民健康保険料については2年が時効となっております。

(委員)

訴えれば時効は停止になりますよね。

(事務局)

時効につきましては、例えば本人が納付誓約書で誓約いただくとか、債務の内容を承認いただくとか、差し押さえをすることで一旦は時効が中断いたします。私債権については裁判で訴えるという方法もあるかと思いますが、保険料の時効中断については主に今申し上げた手段にて行われております。

(委員)

では、時効になった保険料はどのくらいですか。

(事務局)

決算認定前であり、暫定数値としてお答えすると、令和3年度の国民健康保険料では2億3,680万円程度が欠損となっております。

(委員)

2億が時効となっているということだが、それを裁判で訴えれば止まるんですよね。

(事務局)

国民健康保険料や市税は強制徴収公債権ですので、裁判で訴えなくても差押が執行出来ますので・・・。

(委員)

ではやれば良いではないですか。

時効となった人が払わなくて良くて、他の人がたくさん払うっていうのはおかしい話ですよ。

(事務局)

財産があり、納付資力がある方については滞納処分し徴収することで、善良に納付をいただいている方との公平性を保つように努力しております。

(委員)

努力しても2億円の時効がでているんですよ。

2億円は本当に支払いが出来ない人ではないですよ。払えない人は別の保護プログラムを作っていますよ、違いますか。

(議長)

時効が生じた2億円については、払える方々が払わなくて生じたものも含まれるという考え方は合っていますか。

(事務局)

財産調査し、納付資力が全く無い方も中にはいますのでそういった方に対して執行停止処分をしたものも含まれます。資力がある方についてですが、限られたマンパワーにて行っている調査等であり、絶対に漏れがないとは断言はできませんので、委員のおっしゃることも間違いではございません。

(委員)

所得が無い人は所得割がない訳ですので微々たる保険料ですよ。そういった方が大勢みえるということであれば仕方のない事かもしれませんが、時効が生じた保険料が2億円もあるという事は絶対に徴収漏れがあるということではないですか。性善説での対応だと思えますが、悪意を持った方も絶対にいると思います。そういった事をしっかり調べて、差押等をしていただかないとまじめに払っている人がどんどん馬鹿らしくなって払わなくなると思います。

悪意がある方への対応については毎年言っているのだが、一向に変わってきて

いない。利便性がどうか言っているが利便性で2億3千万を取り戻すことは無理だと思います。

(事務局)

委員の御意見は承知させていただきました。

徴収体制が整わないなかではございますが、がんばってまいります。よろしくお願いいたします。

(議長)

その他ございますか。

(委員)

保険料を納めていない場合でも健康保険証は交付されるのでしょうか。

(事務局)

保険証については皆様にお送りをしております。通常は2年更新である一般証ですが、未納があり相談に来ない方につきましては短期証といって6ヶ月単位での更新の保険証を交付させていただきまして、納付相談の機会を作るといったことで区分させていただいております。保険料を取り上げるといことはしておりません。

(委員)

6ヶ月の有効期限を交付する事は支払う機会を与えるということのことだとは思いますが、どれくらいの方がいるのか。納付をしなくても痛みは感じない状況で、でも納付をしなくても病気はする訳で、納付をしていない方の医療費は気になるところです。

6ヶ月で更新するという事で支払いをしない方に余計な手間が掛かっている訳で、対応が正しいものか疑問を感じます。

(事務局)

短期証の発行件数、少し古い数値になりますが、令和3年4月1日現在で1,087件です。

6ヶ月更新である短期証の交付に余計な手間が掛かるので、委員の御意見はごもっともです。

ある自治体においては短期証を出さずに、すべて一般証としその代わりに滞納処分を強化している自治体があることも承知しております。

(議長)

そろそろお時間としたいと思いますよろしいでしょうか。

委員の皆様からの貴重なご意見ありがとうございました、今後の業務に反映していただくことをお願いします。

本日は、御多忙の中を岡崎市国民健康保険運営協議会の議事につきまして、慎重に御審議を賜わり、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、「令和4年度 第1回岡崎市国民健康保険運営協議会」を閉会いたします。

6 閉会の日時

令和4年7月5日(火) 14時20分 閉会

令和4年 月 日

岡崎市国民健康保険運営協議会 会長 \_\_\_\_\_  
委員 \_\_\_\_\_  
委員 \_\_\_\_\_